平成２７年（フ）第２９６４号
大阪府高槻市栄町１丁目23番13―103号
債務者　西山　香奈
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９６６号
大阪市東成区東今里２丁目10番３号　今里内外マンション35号
債務者　濱名麻衣子（旧姓水元）
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６１２号
大阪市鶴見区浜３丁目７番10―202号
債務者　杉本高徳こと　杉本　高**德**
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６１８号
大阪市城東区中浜３丁目５番22号　植田コーポ　301
債務者　波平美和こと　尹　　美和
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６２９号
大阪市都島区都島中通３丁目12番15号　キャッスル山本　203号
債務者　山本　雅照
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７号
広島県安芸高田市吉田町吉田712番地４ガーデンヒルズ郡山105、前住所広島県安芸高田市吉田町相合957番地
債務者　桑野　奈美
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２７年（フ）第１００号
新潟県中魚沼郡津南町大字上郷上田甲1590番地１　マウンテンパーク津南社員寮
債務者　市川　　仁
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第６３号
三重県伊勢市馬瀬町917番地
債務者　石倉　睦子
1　決定年月日時　平成27年９月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第１８５号
奈良県橿原市東坊城町240番地の23
債務者　大前　信子
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１７５号
岡山県倉敷市福田町古新田259番地７
債務者　内田　幸二
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１８２号
岡山県倉敷市広江６丁目７番40号（スカイコーポＢ－１）
債務者　真殿　理沙（旧姓新田）
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第５９３号
埼玉県戸田市美女木１丁目15番地の11　（喜秋マンション108号室）
債務者　片山智惠美
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７５０号
埼玉県川口市並木２丁目29番８号　並木サンハイツ101号
債務者　三木恵美子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７５５号
さいたま市中央区下落合７丁目６番５号　コーポコスモス303号
債務者　須藤　勝仁
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７７０号
埼玉県上尾市緑丘２丁目４番13号　グレイス緑丘104
債務者　二宮　裕司
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７９１号
さいたま市緑区東浦和７丁目２番地16　イーストハイツ202
債務者　古屋　義仁（旧姓向山）
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８２９号
埼玉県川口市大字道合1328番地の２　道合神戸住宅Ｅ棟　310号室
債務者　安藤　正志
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係